

第六号の二書式（第二十条の三関係）

建築士法第23条の6の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

.....知事殿

令和 年 月 日  
（ 級）建築士事務所（ 県）知事登録第 号  
名 称

.....所在地.....  
電話.....（.....）.....番  
建築士事務所の開設者の氏名又は名称

.....  
〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

（今回提出する報告書）				
事業年度	令和	年度		
事業開始年月日	令和	年	月	日から
事業修了年月日	令和	年	月	日まで
（決算日）				
（※この欄は佐賀県独自に記入をお願いしております。）				







